

答 申

1 審議会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成29年7月20日29教総第1201号-2、29教社第766号-3、29教教第1218号及び29福図第472号-3で行った個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）により不開示とした情報のうち「平成28年12月16日の面談の際に福岡県立図書館（以下「図書館」という。）が直接収集した録音データ」については開示すべきである。また、当審議会が福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57条。以下「条例」という。）第56条第4項に規定する調査を行う過程で執務室内で保存されていたことが明らかになった文書（「12月16日（金）における〇〇氏（〇〇）氏との面談の流れ」「〇〇氏開示請求に係る日程調整」）については、対象個人情報を特定し、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。なお、その余の部分に係る本件決定は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、審査請求人が実施機関に提出した①「図書館に対する苦情レポート（2012年2月3日改訂版）」及び②「図書館への苦情についてのミーティング結果（2012年7月6日）」並びに③「実施機関が収集した全ての録音データ」及び④「その他当然存在すべき文書」に記載・記録されている審査請求人の個人情報である。（④「その他当然存在すべき文書」の詳細は、別紙の「対象公文書」欄記載のとおり。）

実施機関は、①「図書館に対する苦情レポート（2012年2月3日改訂版）」及び②「図書館への苦情についてのミーティング結果（2012年7月6日）」について、福岡県教育庁文書管理規程（平成16年1月福岡県教育長訓令第1号。以下「教育庁文書管理規程」という。）に定められた保存期間を経過し、既に廃棄されているため存在していないこと、③「実施機関が収集した全ての録音データ」のうち「平成28年12月16日の面談の際に図書館が直接収集した録音データ」については、条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当し、それ以外の録音データは、教育庁文書管理規程に定められた保存期間を経過し、既に廃棄しているため又は作成も取得もしていないため存在しないこと、④「その他当然存在すべき文書」については、教育庁文書管理規程に定められた保存期間を経過し、既に廃棄されているため又は作成も取得もしていないため存在しないことを理由として、条例第17条第2項の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、①「図書館に対する苦情レポート（2012年2月3日改訂版）」、②「図書館への苦情についてのミーティング結果（2012年7月6日）」、③「実施機関が収集した全ての録音データ」及び④「その他当然存在すべき文書」を開示するとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年7月5日付けで、実施機関に対し、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年7月20日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年10月20日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本審査請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成29年10月31日付けで、本審査請求について、④「その他当然存在すべき文書」の特定を行うよう補正命令を行い、その旨を審査請求人に通知した。

オ 審査請求人は、平成29年11月14日付けで、補正書を提出した。

カ 実施機関は、平成30年1月26日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張の要約は、以下のとおりである。

(1) 開示請求について

本件は長期にわたっており、過去3回開示請求を行った。本審査請求の資料作成にも時間を要している。請求期限の90日以内に審査請求するためには、順次開示請求せざるを得なかった事情がある。また、それぞれの開示請求時点で、前回開示請求からその時点までに新たに追加で開示してもらった資料があったためでもある。そのことは本審査請求の資料中述べたように、実施機関である福岡県教育委員会が、本件が終結していないにもかかわらず、私の重要提出資料の一部や、行政の収集した録音データを不当に廃棄したため、実施機関である福岡県教育委員会が、既に関示請求した第1回目開示請求資料、それ以後の資料、それらの一部を不当廃棄する余地を排除するため行ったことでもある。こういう事まで、県民が考慮しなければならないような言動、文書の取扱い等を行政がしてきたということが、本件の長期性とこの複数回にわたる開示請求に至った原因である。

(2) 処分の理由について

ア ①「図書館に対する苦情レポート（2012年2月3日改訂版）」について

「図書館に対する苦情レポート（2012年2月3日改訂版）」について、実施機関は、「平成24年度以前の書類であることから、教育庁文書管理規程に基づき定められ

た保存年限（1年）を経過したため、廃棄されている。」としているが、実施機関とは、平成24年5月まで、話し合いは続いており、また、この当該苦情レポートの提出以前である平成23年度に、社会教育課に対し、「図書館の対応問題、言動問題」を伝え、県庁で社会教育課の担当と話し合っている。

実施機関は、「平成25年度以降の書類については、審査請求人の言動を把握するようになったことから、保存期間を延長し、保存している。」と説明するが、社会教育課は、上記のとおり平成23年度に把握している。「文書の保存と廃棄」は本件を貫く重要な問題であることは何度も述べている。

苦情レポートは、この「苦情物語」の出発点であり、「胆」である。迷惑言動と、その解決のための多大な労力が費やされた。これなくして全体像、本件の本質は理解できない。

イ ②「図書館への苦情についてのミーティング結果（2012年7月6日）」について

アの苦情レポートに関するミーティング後、私は、その問答結果に対する私の認識を示した「図書館への苦情についてのミーティング結果（2012年7月6日）」を提出した。この「苦情物語」の「肝」である「苦情レポート」を抜粋して、弁護士相談等の重要添付資料等としている以上、「ミーティング結果レポート」が存在しないというのは虚偽であろう。開示すべきである。

ウ ③「実施機関が収集した全ての録音データ」について

実施機関の録音データ収集については、「審査請求人と図書館との間で行われた面談において、審査請求人の了解のもと」と説明されている。「齟齬をなくすためという目的であれば録音には反対はしない。」と図書館には伝えたが、図書館は、私が「齟齬」を指摘しても廃棄してしまった。したがって、録音データ収集について、私は「了解しなかった。」こととなる。また、録音データ収集に関し、図書館側は「了解は必要ない」と何度も述べており、「断られても録音する。」とする一方、私が齟齬を指摘しても、それを解消しないまま廃棄している。さらに、「録音データは、保存の対象にならない」とか、「文書になるかならないかわからない」と回答している。録音の際も、第三者が会話をいつでも聞ける、録音できる共用廊下でおこなっており、問題がない場所へ変更を求めたが最後まで変更しなかった。

平成28年12月16日の面談における録音データに関し、「第三者の声を取り除くことができないので提出できない。」との弁明だが、私が録音したデータをチェックしても、第三者の利害に関連する個人情報等は録音されていない。第三者の声を取り除く必要性などないデータである。この日の録音データが存在するのであれば、当然、開示すべきである。

エ ④「その他当然存在すべき文書」について

本件は、長期間で、内容も多岐にわたり、＜連続＞しているため、ひとつの「物語」として明確にしなければ理解できない。また、言動問題も＜連続＞し、多岐にわたる。よって、本審査請求資料は、審議会への「審査請求事項への理解の補完」資料として、本審査請求等がスムーズに行われるための説明を適宜述べたものである。単純に「条例に基づく本審査請求の趣旨とは関係がない審査請求人の主張」等として、私の本件に係る説明を安直に切り捨てるべきでない。また、それらの適宜説明は＜訂正請求＞＜付言要望＞等と密接に直結、関連し、審査請求人の権利として述べたものである。＜弁明＞書を見る限り、それらの重要事項を考慮されているとは思えない単純回答である。ここに記された＜弁明＞は「開示決定書」の「項目一覧」と、ほぼ同様であり、＜弁明＞とは言えないものである。（詳細は、別紙の「審査請求人の主張」欄記載のとおり。）

(3) 結論

「弁明」の多くは「作成も取得もしていないため不存在」というものだが、私が主張する「存在すべき理由」を否定するのか。それとも「存在すべきもの」であったが行政業務の怠慢、あるいは、責任の所在を曖昧にするため作成していない等々を応答すべきである。それなくして「不存在」で終わらせられるなら、「文書」の意義が問われ、無責任な行政対応ともなる。本審査請求の意義も問われる。

本＜反論書＞に追加証拠書類、又は証拠物の添付はない。ただし、本審査請求書資料中にある、対話形式の記述は、すべて録音データから起こした「反証文」であり、そのものが証拠書類である。実施機関である福岡県教育委員会に対し、福岡県個人情報保護審議会への＜諮問＞を求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、以下のとおりであるが、このほかの実施機関の説明については、別紙の「本件決定の理由」欄記載のとおりである。

(1) 開示請求について

平成29年7月5日に審査請求人から、開示請求が行われた。

なお、審査請求人は、この開示請求に先立ち、平成28年10月19日、平成28年12月27日及び平成29年3月24日と、3回の開示請求を行っている。

本件開示請求においては、過去3回の開示請求において、既に部分開示決定がなされたものについても、再度開示請求を行っている。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る文書中、「保存期間を経過し、既に廃棄されているもの」「作成も取得もしていないもの」「保存されている録音データについて、開示請求者

以外の第三者の音声が含まれており第三者の音声を容易に区分して除くことができないもの」について、本件決定を行った。

(3) 処分の理由について

ア ①「図書館に対する苦情レポート（2012年2月3日改訂版）」について

審査請求人が作成したものである。平成24年度以前の書類であることから、教育庁文書管理規程に定められた保存期間（1年）を経過したため、廃棄されている。なお、平成25年度以降の書類については、審査請求人の言動を実施機関が把握するようになったことから、保存期間を延長し、保存している。

イ ②「図書館への苦情についてのミーティング結果（2012年7月6日）」について

アと同様、保存期間（1年）を経過したため、廃棄されている。なお、当該書類についても、アと同様、審査請求人が作成したものである。

ウ ③「実施機関が収集した全ての録音データ」について

審査請求人による本件個人情報の開示請求に従い、以下のとおり区分する。

(7) 図書館が直接収集した録音データ

審査請求人と図書館との間で行われた「面談」において、審査請求人の了解のもと録音を行っていたが、この録音データは保存期間（1年未満）が経過し、廃棄しているため、平成28年12月16日の面談以外の録音データは存在しない。

平成28年12月16日の面談において収集した録音データは、審査請求人のこれまでの要求が、図書館の業務に支障を生じさせ、利用者へのサービス低下につながるため実施機関が判断したことから、同日の面談において、審査請求人に対し、通告を確かに行った証拠として、特別に保存することとしたものである。

しかしながら、当該録音データを確認したところ、録音開始から15分30秒の時点から約2分間にわたり、第三者の音が録音されていることが確認された。録音データは、紙文書と違い、第三者の音声を取り除くことができないことから、これを全部不開示としたものである。

(イ) 電話の録音データ

実施機関のいずれの部署においても、電話の録音を行っていないので、録音データは存在しない。

エ ④「その他当然存在すべき文書」について

具体的な本審査請求の内容が特定できないことから、平成29年10月31日付けで審査請求人に対し補正命令を行い、平成29年11月14日付けで補正書が提出されたので、その内容に沿って別紙の「対象公文書」及び「本件決定の理由」欄記載のとおり整理したものである。

(4) 結論

実施機関が審査請求人に対して行った本件決定は妥当である。

6 審議会の判断

(1) 図書館、社会教育課及びその他の所属について

本件決定に関する事務担当課のうち、図書館は、現在の教育庁教育振興部に属する教育施設であり、社会教育課は、同じく教育振興部に属し、出先機関（社会教育施設）を所管し、図書館に関する事務を行っている。また、総務課（現在の教育総務部総務企画課）、企画調整課（現在、総務課と統合されている。）、教職員課（現在の教育総務部教職員課）及び施設課（現在の教育総務部施設課）のいずれも福岡県教育庁における組織の名称である。

(2) 本件個人情報の性格及び内容について

ア ①「図書館に対する苦情レポート（2012年2月3日改訂版）」

審査請求人が作成し、図書館に提出した資料である。図書館の審査請求人に対する対応について、苦情、意見及び要望等が記載されている。

イ ②「図書館への苦情についてのミーティング結果（2012年7月6日）」

審査請求人が作成し、社会教育課に提出した資料である。上記アの①「図書館に対する苦情レポート（2012年2月3日改訂版）」について図書館とミーティングを行った結果が記載されている。

ウ ③「実施機関が収集した全ての録音データ」

審査請求人による本件個人情報の開示請求に従い、以下のとおり区分される。

(7) 電話の録音データ

審査請求人と実施機関との電話でのやり取りを録音した音声データを指すものであるが、実施機関は、いずれの事務担当課においても、審査請求人との電話でのやり取りを録音しておらず、存在しないと主張しているものである。

(イ) 図書館が直接収集した録音データ

審査請求人と図書館の職員との面談を録音した音声データである。

エ ④「その他当然存在すべき文書等」

別紙の「対象公文書」欄記載のとおりである。

(3) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する

る情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報は、③「実施機関が収集した全ての録音データ」のうち「平成28年12月16日の面談の際に図書館が直接収集した録音データ」である。

実施機関は、当該録音データ中に開示請求者以外の第三者の音声が含まれており、当該音声部分を開示することで、当該個人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号に該当すると判断し、さらに、当該音声部分を容易に区分して除くことができないことから、当該録音データの全てを不開示とする本件決定を行ったと説明している。しかしながら、当審議会で当該録音データを確認したところ、この第三者の音声は、審査請求人と図書館の職員の面談の際に通りにかかった通行人が発した音声であり、開示請求者以外の個人に関する情報であるものの、その中にこの者を特定しうる情報は含まれておらず、それ以外にもこの者を特定しうる情報がないことは明らかである。

したがって、当該録音データに関する情報は、これを開示したとしても、審査請求人が、当該通行人を特定し、この者に対して、図書館の自由な利用の妨げとなるような不当な追及を行うおそれがあるとは認められないことから、当該個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

(4) 本件個人情報の存否について

ア 保存期間経過・廃棄による不存在

実施機関が不開示とした本件個人情報のうち、①「図書館に対する苦情レポート（2012年2月3日改訂版）」、②「図書館への苦情についてのミーティング結果（2012年7月6日）」、③「実施機関が収集した全ての録音データ」のうち「図書館が直接収集した録音データ」（「平成28年12月16日の面談の際に図書館が直接収集した録音データ」を除く。）及び④「その他当然存在すべき文書（別紙の1～3に係る対象公文書）」に記載・記録された本件個人情報について、実施機関は、①～④の文書がいずれも教育庁文書管理規程に定められた保存期間を経過し、既に廃棄されているため、存在しないと説明している。

そこで、当審議会は、実施機関の説明の当否を確認するため、事務担当課の各執務室において、条例第56条第4項の規定による見分調査を行ったところ、①～④の文書に

については、実施機関が文書の廃棄作業を外部業者に委託した際の一連の関連文書等から、既に廃棄されていることが判明した。また、念のため検索したが、執務室内でその存在を確認することはできなかった。

次に、①～④の文書に係る保存期間の設定方法等について調査を行ったところ、実施機関からは、当該保存期間の設定について、教育庁文書管理規程の定めにより準用する福岡県文書管理規程（平成16年1月福岡県訓令第1号）第53条に規定する文書保存期間基準表を基準とし、かつ法令等の定め、文書の効力、利用度、資料価値等を考慮して、所属長が定めるとの回答がなされた。

一方、「①～④の文書は実施機関が審査請求人の言動を把握する以前のものであったため規定に従い廃棄した。」という実施機関の説明については、①や②の文書が、もともと審査請求人自身が実施機関に提出したものであることなどを踏まえると、説明内容として十分納得できるものではないため、その趣旨を改めて確認したところ、実施機関からは、①～④の文書を廃棄した時点では、審査請求人に対する諸対応が継続すること、また、その対応のために、①～④の文書が必要になることへの認識がなかったため、規定のとおり文書廃棄を行ったが、認識した後は、審査請求人に係る文書の保存期間を延長しているという説明があった。

以上を整理すると、こうした実施機関の説明自体は、特段不合理なものとは認められず、また、見分調査の結果、①～④の文書は、既に廃棄されており、その存在を確認できなかったことから、実施機関が、①～④の文書に係る本件個人情報について、不存在を理由に本件決定を行ったことは妥当である。

イ 作成も取得もしていないことによる不存在

実施機関が不開示とした本件個人情報のうち、③「実施機関が収集した全ての録音データ」のうち「電話の録音データ」に記録された本件個人情報について、実施機関は、いずれの事務担当課でも、電話の録音を行っていないため存在しない、また、④「その他当然存在すべき文書（別紙の4～21に係る対象公文書）」に記載された本件個人情報については、作成も取得もしていないため、存在しないと説明している。

当審議会は、実施機関の説明の当否を確認するため、事務担当課の各執務室において、条例第56条第4項の規定による見分調査を行ったところ、社会教育課の執務室において、文書ファイルに綴られた「12月16日（金）における〇〇氏（〇〇）氏との面談の流れ」という紙文書と全庁ファイル共通システム内に「〇〇氏開示請求に係る日程調整」という電磁的記録とがそれぞれ保存されていることを確認した。また、これら紙文書及び電磁的記録は、本件決定の対象個人情報として特定されていないことについても併せて確認した。

このことについて、社会教育課は、本件個人情報に係る文書として取り扱うものは、

図書館において決裁を得た後に送付されたものに限られると誤解しており、紙文書は、図書館から担当者素案として送付されたものであったことから、本件決定において考慮しなかったとのことであった。また、電磁的記録についても、審査請求人に対する開示の実施に際し、日程調整をするために作成された文書であり、本件個人情報に係る文書として取り扱うべきものという認識に欠けていたとのことであった。なお、社会教育課においても、③の文書は確認できず、また社会教育課以外の事務担当課の執務室では、③及び④の文書は確認できなかった。

以上を整理すると、③の文書については、いずれの事務担当課においても、相手方とのやり取りを行う通常の業務の中では、電話の録音を行っていないため文書自体が存在しないということであり、この説明自体は、特段不合理なものとは認められないこと、また、見分調査の結果、③の文書は確認できなかったことから、実施機関が、③の文書に係る本件個人情報について、作成も取得もしておらず不存在であることを理由に本件決定を行ったことは妥当である。

一方、④の文書については、上記のとおり、社会教育課の執務室内に紙文書及び電磁的記録が保存されていたことが明らかになったことから、この点について、対象個人情報を特定し、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

7 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関とのやり取りが長期にわたっていることなどから、一連のやり取りの全てを明確にしなければ本審査請求における審査請求人の主張は理解できないという趣旨を述べており、審査請求人の主張を本審査請求の趣旨とは関係がないとして安直に切り捨てるべきでないとも述べている。

当審議会は、条例第41条第1項の規定により諮問された際の諮問書及び条例第60条の規定により審議会に対し提出された意見書等をもとに、実施機関と審査請求人とのこれまでのやり取りも含めた事案全体の概要を把握した上で、本審査請求に係る双方の主張を整理し、上記6(4)で述べたとおり、条例第56条第4項の規定による調査を2回行った上で論点を検討するなど、複数回の審議を行っており、その結果、実施機関による個人情報の開示決定等の妥当性について、上記6のとおり当審議会の判断を行ったものである。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。